

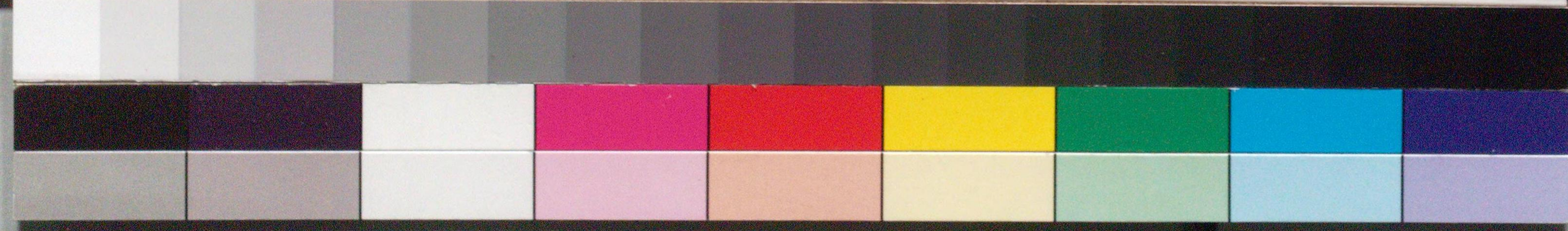

公  
雜  
志

勝
95
8



国立国会図書館 勝海舟関係文書 95-8





国立国会図書館 勝海舟関係文書 95-8



別版凡説書

和蘭國

千八百五十七年七月一日

明治四年七月十日

和蘭王の所依期よりかく平福にて他の

邦と親和友をとり

交易航海及び力此の産業を金感たり

千八百五十七年十二月 明治四年十二月 内閣々所由

禮樂國の條約と定りたるを此に意別





版の約定に由て、永久に堪へ且臣民利益  
の爲に吾國交易航海の關係を定むらん  
爲り、但し是れ世間係の唯る玉の權  
勢として同等とす。一ウん、爲るの次に  
述ぶるに、ふ八百十七年文化十  
七年、ふ八百三十七年天保八  
年、ふ八百五十年安永三  
年、と交換して、條件に  
由て、取てしめしむらん。

丹不 瑞典 諾爾 勿 萋 一 亞 窩 々 所 旬 禮 樂 亭



漏生ロイセン、ハノールフル、沙在、仙沙、亦、地、尼亞、及、ひ、フ  
レ、イ、ハ、ン、セ、ス、タ、ツ、ト、亦玉として一玉の力として、交易  
獨玉、玉、ハ、ブレ、メン、と、能はざるを以て、玉を通過し、交易  
之、宰、ち、り、港、口、ハ、コ、ン、シ、エ、イ、ハ、ス、ケ、ン、官  
重、く、ソ、ノ、を、約、し、大、鯨、利、た、尼、亞、テ、子、ニ、ル、カ、共  
亦、彼、我、の、殖、民、地、及、い、海、不、能、の、港、口、と、此、及、を  
重、事、と、約、し、最、初、の、与、玉、及、い、窩、所、旬  
禮、機、の、條、約、ハ、ふ、八、百、五、十、年、十、月、安永三  
年十月





定自傳の巻ふら百五十六年の初甲年

あゆむ 定自傳の巻ふら百五十六年の初甲年 あゆむ

ふら百五十六年正月十九日 あゆむ

「バケ」に於て利業の「ゴロー」ト「ラース」に「デル」

「フレ」メ「クエ」ラ「ルス」名 あゆむ 会社の故在二百年の契

を以て又「セカ」バ「ブ」リン「ス」フ「レ」デ「レ」キ「デル」子

「デル」ラ「ニ」ギ「ン」名 あゆむ のこと寧ろとも四十年の契を

以て「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に

ふら百五十六年正月十八日 あゆむ 初甲年

「ル」ム「シ」ク「カ」ウ「ン」ニ「シ」ク あゆむ 刷印術の發明者「ラウ」レン「ス」

「ヤ」ン「ス」バ「ロ」ン「カ」ス「テ」ル「氏」の記念をもへき肖像

を就て「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に「バ」ケ「ン」に

「バ」リ「エ」ス「バ」ン「ラ」ラ「ニ」ト あゆむ 子十六歳の誕生を以て

「時」を以て「玉」王「ト」を以て「機」を以て「松」梅

子及び「獻」鏡子「ト」を以て「隊」の「ロ」イ「テ」ナ「ン」







但し機那皮に世々たる如く熱病  
亡二の差ふらりし機那樹方今ましては特  
南亞墨利かの茂林のこころとて容易と得  
遊きを以てこそ價甚き一今利業政府  
は樹を伐採して道をいふと年の後ま  
機那の價たゞ減らるゝの定見あり  
利業政府友の商議友はエルムエスデルに  
し稱へて氏を名教く申てうるまの玉王を

久しく玉事と勸方せしとて謝して  
玉幣を免れしとて面目を施してふいふ  
七年三月<sup>三月</sup>利業と啓新せり  
高河政府租税の監友と監友とを共監  
友たりしハイル・ヨンク<sup>ハイル・ヨンク</sup>  
氏玉王と利業不似<sup>不似</sup>友の商議友と令  
水師提督東下度海軍指揮友及びハイル







Handwritten notes in the right margin of the right page, including the characters "自" and "り".

瓜哇との交易ハ甚隆盛しく初より盛なり  
瓜哇の「ミテラ」より收るガ入の商税千八百五十一年  
中より六百二十七萬八千零ナギユンテン一九  
今年も亦昨年の如く瓜哇及び外國不領氣候の  
明如る事と致へて「コレラ」病熱病瘧疾  
病多ク流行して死者者少なり

瓜哇の以て「コレラ」病熱病瘧疾  
外不領氣候の地震の中於て殊々死をへす  
今年四月「コレラ」病熱病瘧疾  
の地震甚しく「コレラ」病熱病瘧疾  
和蘭海軍より再び印度洋海へ向い海賊を  
捕虜せんり為り出港せり  
我海軍多々の海賊を捕へた事も彼等奴僕の苦  
と免る者許多るの幸を得り





「ボルネラ」の西部「セレス」の東濱並く「ハムバング」及び  
「ラムホングセ」にスリイテシ地谷の諸國ハ如是の武  
威の中て令く平定せり

「チモル」名地に於て一小侯と一属長能く敵を討つしかハ  
和柔不韙を度却て安靜に事たり「チモル」名地  
に在る属長を討つるに使軍と逆を爲す

同年の始に如是の轄市度の諸國一統と「ヒユミタラ」  
諸國の始に「アキ」府の二を討つる「ヒユミタラ」の號と「親和

友愛及び貿易の條約を結びしり

「カニニグ」名地に於て

一ふ八百五十二年の始に「カニニグ」名地に於て

「カニニグ」名地に於て

附りし後英吉利と結ぶ

自之せし「オランダ」名地同年の始に

入せし但し母事得に強民の移住を許さるる成

てこの「ニリム」名地の如く自ら自玉の政府にす時於





額利た尼亜の不轄に属入せしむ

「カレキコツク」府の音伝く橋葛刺及ヒ「ニダラ」

名の政臣也勢ニ「レギメ」上の路紅及び陽龍名の獻

流より一分隊を支那の戦場へ送りしことを報せり

最後の新設紙を以て橋葛刺に於て二十「レギメント」

隊のより玉軍隊一揆を起しをり「レギメント」

「レギメント」オウテ「レギメント」及び北西の西に安靜なり

○橋葛刺及び「レギメント」の軍隊に實を以て而して

この地帯に於て安靜なり「レギメント」

「レギメント」府に七寇集を以て場所のすわり

今年七月二十日及び二十一日「レギメント」又七寇

伐移せりしこと二回あり而してオウ月八日

「レギメント」府の軍勢に中て「レギメント」府内に移りて返り

「レギメント」府に政臣已の軍勢に攻圍せり

「レギメント」府の軍勢に「レギメント」府に

「レギメント」府の軍勢に「レギメント」府に









金坑の産額速蹄として夥多有り

「ヒクナリヤ」州より輸出せり黄金の額と共の報告として

「ふ六百五十五年 明治二九年 の内より二百三十七萬四千七百七十七

「オンス」一オンスは約 一子零二千九百八十八

七百五十八「オンド」ステルリ「グ」一オンドステルリは凡 の産額

等一の州に於て黄金を産せり の額 一子八百

五十五年 明治二九年 一子八百五十四年 明治二九年 均か

とるとして 一百分の二十五からとるなり

南家新多利里に於て追頭始て公共運輸のため  
轍道を設け施せり

「メスヤニア」州 名 湯及び洞と發明す及び新南

華西鹿州に於て新なる金坑を發明せり

大に開發支那 支那の開發

支那の北方及び西方に於ては寇賊并續きと發

擾を為せり の 廣西州の都府にても屬す

者許多有り而して既に平治す 地方 安徴す



於ては寇賊新々起りて  
揚子江の南方の處も亦寇賊の爲に劫掠せり

大に血節を以て友軍利と爲し口賊長大平王迄

以て美の軍勢を得り今年五月

紙下を以て軍勢を奪ひて府及び

最後の報告より寇賊一

と押領し

於て友軍公使の一撥を起し

上海及び厦門に今年五月

開紙し

テク、コウ

而して之を感督強ち

下

一子八百

十

十

十

十

十





英吉利の旗を損傷し而して是を爲す希求せしむるを拒きて諾せし

舟に於て英吉利人艦敵をりしり而して是を此

あしりし佛蘭西船をりしり加勢せしり

英吉利人廣東の河をりしり而して是を此

廣東の河をりしり而して是を此

しり火船をりしり而して是を此

り許すりしり

河を令くは差りしり請和をりしり而して是を此  
常と止しりしり

外に人の廣東より黃埔香港及び瑪港の各  
遊けりしりしり

多那人廣東の商銀を燒きて英吉利人の大害  
とせりしり

香港に於て多那人麵包の肉を砒石をりして  
鰐利を尼亞の臣民を毒殺せしりしり



此多謀成能也

一六四七年十月一日の報告

英吉利船との那船の一二年戦争をめぐり

利を争へるの英吉利人数艘の支那船を破没

最後の言伝に廣東儀儀と羅と

英吉利人の勢力を愈々擴張し而して航路を

以軍を必行せんと欲し是に依り莫たの軍を

有利と見せしむるを待てしと故風流

は月おの擾乱と因り貿易を碍る也

報告と授けしに王自に

貿易の爲に

大船利太臣並奇愛倫

英吉利の女王

婦女と説せり



魯西二五の鐵年ハ英吉利の貿易ノ障害ニ

りちしとらし

輸出の額ハ、ふい百五十年より百五一年及び百五十年

五十二年の比較ハ、計とらるゝ二子

の差ハ、オランダ、スウェーデン、デンマーク、プロシヤ、

の輸出増益ハ、所願の如ク輸入減少セリ

ことハ、較著るる、機密を以テ、勿論ハ、輸出ハ、六十

九百五十、オランダ、スウェーデン、デンマーク、プロシヤ、

高ク及、しとらし、しとらし、の所願の如ク輸入減少

お及、しとらし、しとらし、二より百五十、オランダ、スウェーデン、

のちり、りちし、ふい百五十年、五十年の輸入ハ、是ノ増

は、七、百五十、オランダ、スウェーデン、及、しとらし、

輸出の總額ハ、ふい百五十年、五十年の初七箇月間ハ

者更、しとらし、ハ、

此年英吉利、ハ、彼、ハ、向、ハ、使軍、ハ、とらし、

是、ハ、人、ハ、ふい百五十年、ハ、裁定、ハ、條約、ハ、肯





中於西細西の要路ハアスガニストンニ屬するハ  
ト押取たるありのフットワレシの政府の指取  
波見人の敗走をとりてむきしりきり放て波見不  
王使をハリユツクバシを巴黎斯<sup>抄</sup>の政府  
より百七十七年才三月廿二日英吉利の和議と  
定めしり

英吉利の政府より新ダレナク<sup>抄</sup>の通吏の  
酒と被せしり  
才十二月廿二日西京夜つきの海軍

場の指揮使し官と下し新ダレナクの防港と絶  
ち切りしむの英吉利の希望をとりて新ダレ  
ナクの政府より英吉利臣民に對して指取す  
税使の事件と稱しり

英吉利の隊船の西西と和を結しし海軍  
艦六十一艘を大砲より九千人を一人一萬とあり  
五千一員を減法せり  
英吉利の海軍も西減せり  
英吉利の海軍も西減せり  
英吉利の海軍も西減せり





垂糸を永続せしむるに因り糸端を起し逆を裁

糸をとりしり(与那の部をいふ) *Anda no be*

瑞典信条句集 *Denmark* *Denmark*

「ラウプ下ルケ」地 瑞典の地 瑞典の地 怖るく荒廢

古尼西子 *Denmark* *Denmark*

海を成せり 逆の報告を據る方今太尼西

子 *Denmark* *Denmark*

北義 ベルギー

ふ八百五十九年七月二十日二十日 八月廿日

「ブリュセル」地 ベルギー 即位より二十

六年の聖儀を奉りせり

御朗機

ふ八百五十九年 八月廿日 此領内の或地を洪水に因り

大く荒れさせを受く

数多の人荒れ土地を流湯家なる破損は信





多少の利益を得て其の望を成しし者此の如く  
離教せしむる歟

大教録（名）「ハルカ」（名）「ハルカ」（名）「ハルカ」（名）「ハルカ」

トホシ（名）「トホシ」（名）「トホシ」（名）「トホシ」（名）「トホシ」

佛訥機（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」

發明製法（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」（名）「ハムビニル」

盟約を定めて

巴里斯（名）「アトルツ」（名）「アトルツ」（名）「アトルツ」（名）「アトルツ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」

「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」（名）「コホウ」





夫人の御名は...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ

高々所向禮儀...  
カノエノミヤノハツメノミヤノハツメ



成りし時神皇の御代に於ては

「ガントロング」の御代に於ては螺旋機

の御代に於ては

孝漏生の皇子英左利の女王の長女と婚姻を結

結せり

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

「子ウフカール」の御代に於ては

スエウチエラエド

蘇微節

イスバニア

伊斯把泥亜

伊斯把泥亜に於ては









佛蘭西の軍勢も亦く收降せり  
厄勒多亞王社中の形状引續て和平なるん

魯西亞及び他諸格

子八百五十六年三月二十日 西暦一八二五年 巴黎斯

於て佛蘭西の英吉利沙爾地厄亞諸國格魯西亞  
の和睦友愛と協定條約を署名せし事  
を既く明年記載せらる

爾後四月二十七日 西暦一八二五年 巴黎斯に於て和議條約

沈書を交換せり

此條約の時、於て魯西亞帝より今魯西亞の所

轄する屬土の都兒格順の諸部族を他諸國帝に

返す事と約し又同盟軍にハセハステルン、

クラハ、カモ、エウパトリア、ケルツ、ユニ、カ、リ、ソウカウム、

カレの御衛及び港口自餘同盟軍に屬する

諸地を返すことと約定せり。繁榮する都

兒格の教府、諸國の公義する世人の思ふ



協定を生じし利益を共にせしむることを約し且此の  
協定に不羈の條ありしを以て其意を  
此條約の令篇三十四箇條に  
制し萬民の安んじし國の誓約を法人の事と  
正沈むるに後米後盛なる邦に  
報和と破り  
得るもの誠實なる中心ニホロ反逆の情と在らざる  
又本月十三日其時巴里斯に於て英吉利  
富々不旬礼儀及び佛蘭西條約を為す是也

都児松の安泰を誓ふなり

魯瓦亞







羈行を成さしめんとすの魯西無人の統治羈行を

發起せしむるに於ては其の如くは *Phoenicia* の如く

此處に於ては 政府に租税と出 入に在りては 交互に貿易とす 其の如くは

者之方今成立せしむる定法とせしむるに在りては

其の如くは 商人 其の如くは 亦 其の如くは

の行はしむる 事 と期望せしむるに在りては

只 「モスコウ」の四都 徳意の如くは既に一千

四百八十九の工作 廠とせしむるに在りては

六百七十七名とせしむるに在りては

一万一千二百七十の價值に在りては

支那に於ては魯西の貿易に共に盛なり一説に

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは

其の如くは 其の如くは 其の如くは



許多の憐恤をかけるに謀りて  
利を東西に叙父ハフレシツキル公名代として其の特  
異の總管權を文く  
近以官府の告牒に授てハ千八百五十年中魯  
西也總領（ガ）の西部を除くにして移くは  
族七千人紳士三百五十人土民（人）に當りて農  
一千八百八十万人農民（農者）二百五十万  
五十八人官民十四万九千人及シヨールン（谷）法  
徒十九万人の市邑ハ二百二十ニテあり  
魯西也の大豊瑟叔日館（谷）ハコンスタンティン（人）名王帝

ナポレオン 佛帝西帝  
那波列翁と云ふは 王訪同ト 極多の能心忍の  
待遇を受くるも亦女王「キトリア」を云ふ  
殿下をも訪同ト云ふ

既日多の副王 王追日玉中の改革に肝要あり  
改訂を為せり

「ヒュエス」の窄隘あり地峽を整通し地中海を  
西紅海と爲し 以て歐亞巴と亞細亞との貿易を盛ん  
にせんを謀り

英吉利の海船是に依りて五十日中には支那へ





あるべきを得し

要考利

「パウブラー」一名「キシコ」に於て前任の大統領  
「サンタ・アラウ」氏を兼攝政治に後「前任に  
もたらし」んて欲し「く」後援を起し「きき」  
遂に「も」きき「を」もたらし「て」能く「し」  
門徒多一揆を起し「て」年入を成し「し」  
大統領の「コモンアルト」名の力を竭せし「一獨を以て  
之」初爰に於て「消沮」し「て」  
領「ク」エ「ル」し「の」南方に於て「席を成し」

過多の金銀の地を發明せし

「ブラー」に「アルゲンティン」共和政治「ハ」  
「ユアイ」の「コケ」玉の間に「親和貿易及び航海の條  
約を成せり」  
「ユラギユアイ」領に於て「民を主宰せらる官」大  
統領「ハ」し「る」向に「不利を生ぜし」  
和「の」想「く」共和政治及び「ブラー」の同の  
好「き」変遷「を」破る「に」  
共和政治の「オリフィア」に於て「種々の人甚大  
統領」を「平









北亞墨利加の「ゲイボナル」出「ワルケル」人  
者中央亞墨利かの「ホンテユラス」地及び「ギエフテ」  
ラ地を「押領」てんて「世」に「居」る其の住民に「逐」  
散りしを「遂」に「其」を「遣」る  
海軍「一」部「隊」を「遣」る  
近世の「告書」に「據」る「支那」及「東印度」出「張」の  
「歐羅巴」海軍「左」の「部」を「見」る  
和軍海軍「同」新「出」張「左」の「部」を「見」る

副章 呂の部 を見らるし  
北亞墨利加海軍 支那及東印度海出張  
左の部

副章 波の部 を見らるし

アゴイン 船 英吉利 大砲 十二門 船將 アウ、ス、オ、ト

アルリカナル 同上 同上

ビュストルド 同上 二門 日 スブ、コ、ル、バ、ン、ソ、シ

ピラテールン 同上 日 日 ハ、バ、ベ、ア、モ、ス

コルキユツタ 同上 日 日 日 ア、ム、館、ル、モ、イ、モ、ウ、ル  
カ、ヒ、シ、館、ラ、サ、ク、ホ、ル、シ



インクレンシブル 上同  
 ミンデン 上同  
 ナンキン 上同  
 ニゲル 上同  
 ピキユエ 上同  
 ラセホルレ 上同  
 ラレイグ 上同  
 マムフソン 上同  
 サラセン 上同  
 シルセフラルベス 上同

六門  
 四門  
 五門  
 ナ三門  
 四門  
 ナ二門  
 五門  
 六門  
 六門  
 三門

イ、コルベワト  
 ハフエリスミストルコニエイト  
 カビタ名  
 オン、ク、ステワルト  
 カヒタ名  
 オン、ア、アコクラ子  
 シルスウエニユルソシ  
 エ、グ、バルナルト  
 コム、名  
 オン、フ、ケ、ズ、ル  
 ゲス、バ、ント  
 イ、リ、ター、ワ、ス、トル、コ、ニ、エ、イト  
 キ、エ、ル、メ

カミルネ 上同  
 コニユス 上同  
 コロシドルス 上同  
 コロイスル 上同  
 エルク 上同  
 エニコウニトル 上同  
 フユレイ 上同  
 ヘルホユレス 上同  
 オン、ク、ミ、ク、 上同  
 アル子ワト 上同

ナ六門  
 ナ四門  
 ナ二門  
 ナ七門  
 ナ門  
 ナ四門  
 ナ六門  
 ナ七門

グスコルフアレ  
 ル、エ、ン、ヤ、ン、ス  
 ス、ド、ン、ク、ラ、ス  
 セフエルラウエス  
 イ、フ、セ、バ、ル、ト、ン  
 カヒタ名  
 グラド、オ、ル、ス、ク、タ  
 セトレクキー  
 コイ、テ、エ、ト、名  
 エ、フ、テ、ニ、ト、名  
 セ、セ、フ、ラ、ン、セ、イ、ト





モシテリス 日 二十門  
 ヌルズニアシ 日 四門  
 パレムバンク 船 旗  
 フレガット 船  
 ボレアス 日  
 フルアット 船  
 蒸気船  
 デルタイ 日  
 ブリツキ 船  
 ペイラテス 日  
 アトフサスブリツキ 船  
 レムバンク 日  
 螺旋機 船  
 エイルプ 日

船將  
 コムタフアレス 日  
 フデフリオニス 日  
 第一等ヨロ子 名 アフタ  
 アフアウセルフアエシイニ 日  
 第一等ヨロ子 名  
 イフアヒウリツキ 日  
 アグドアマムアト 日  
 セイグストルムフアエスガフアエ 日  
 サンデ  
 イフアアエトコロイスセン 日  
 ビラソール

スバルタン 日 二十六門  
 スタルリンク 日 三門  
 スタウシケ 日 二門  
 セイゴルレ 日 四門  
 カブリンイシセ 日 十門  
 カチイナワト 日 六門  
 マルセアシ 日 十門  
 ニシユス 日 十門  
 フナルギテ 日 五門  
 アーリナ 日 三門

シルウカンハテス 日  
 アイフアルレルス 日  
 ルウナルトマン 日  
 コムトレムセクイフエリカト 日  
 コルリール 日  
 シユルアルク 日  
 ラヒツテ 日  
 エトシ 日  
 リールアドミラル 名  
 キユエリンブラス 日  
 イエスカルニコ 日





カナルトア

上同

同

同

ヨムハヤンセン

ヨムハヤンセン

バンダ

上同

ヨシ

ヨハアモツベルマン

ヲシトドレ

上同

ヨシ

ヨイイフテヨシゲ

ヨイイフテヨシゲ

バダキク

上同

ヨシ

ヨウフアンブリン

第 十 四 番 印 子 飛 船

上同

ヨシ

第 二 等 助 役 ル ア ス ト ロ イ ケ

メテキ

上同

ヨシ

船 将 次 官 ク ア ア ヒ ユ ス

パリス

上同

ヨシ

ヨウハアウエスセリキ

モントラト

上同

ヨシ

第 一 等 助 役 イ ア テ ン

アムス

上同

ヨシ

船 将 次 官 ア ア テ フ リ ー ス

カラ

上同

ヨシ

ヨイイウエステロウエシ

エツトナー

上同

ヨシ

ヨウアボスカラルクリ

ブーニギス

上同

ヨシ

第 一 等 助 役 ス ワ ー ン

シユリ

上同

ヨシ

ヨウアボスカラルクリ

サマラニグ

上同

ヨシ

ヨイアフアンカム

セレベス

上同

ヨシ

ヨウエセバーク

アドミラル

上同

ヨシ

ヨウグラムヘルド

オシリユスト

上同

ヨシ

ヨウアアアガイミン

波の部

大砲

十三門

ヨウト

ヨウト



一千八百五十七年 第七月廿日  
號 和蘭所轄印度公共鎮臺の決定に附屬  
五月廿九日 巳酉 第二

鎮臺廳秘史

姓名詳奉元

手塚律為

市川齋則宮

浅井雄三郎

西一周助

山内方三郎

木村宗三


謹譯

癸政五戊午年正月

Handwritten notes in the top right section, including the date and some illegible characters.



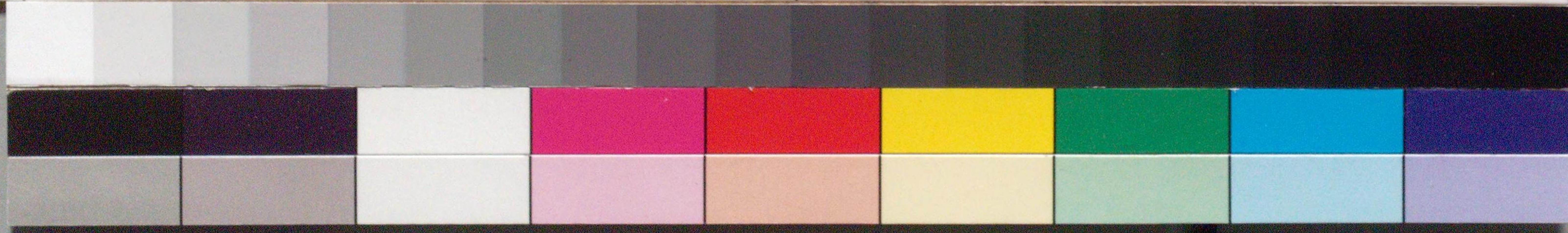




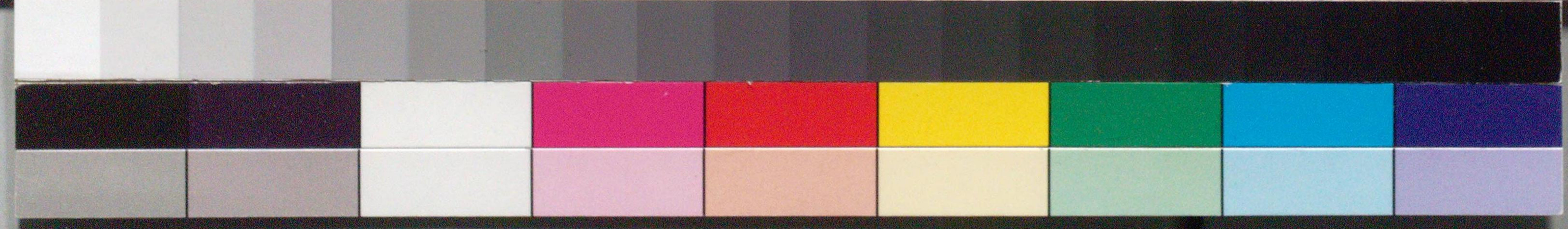
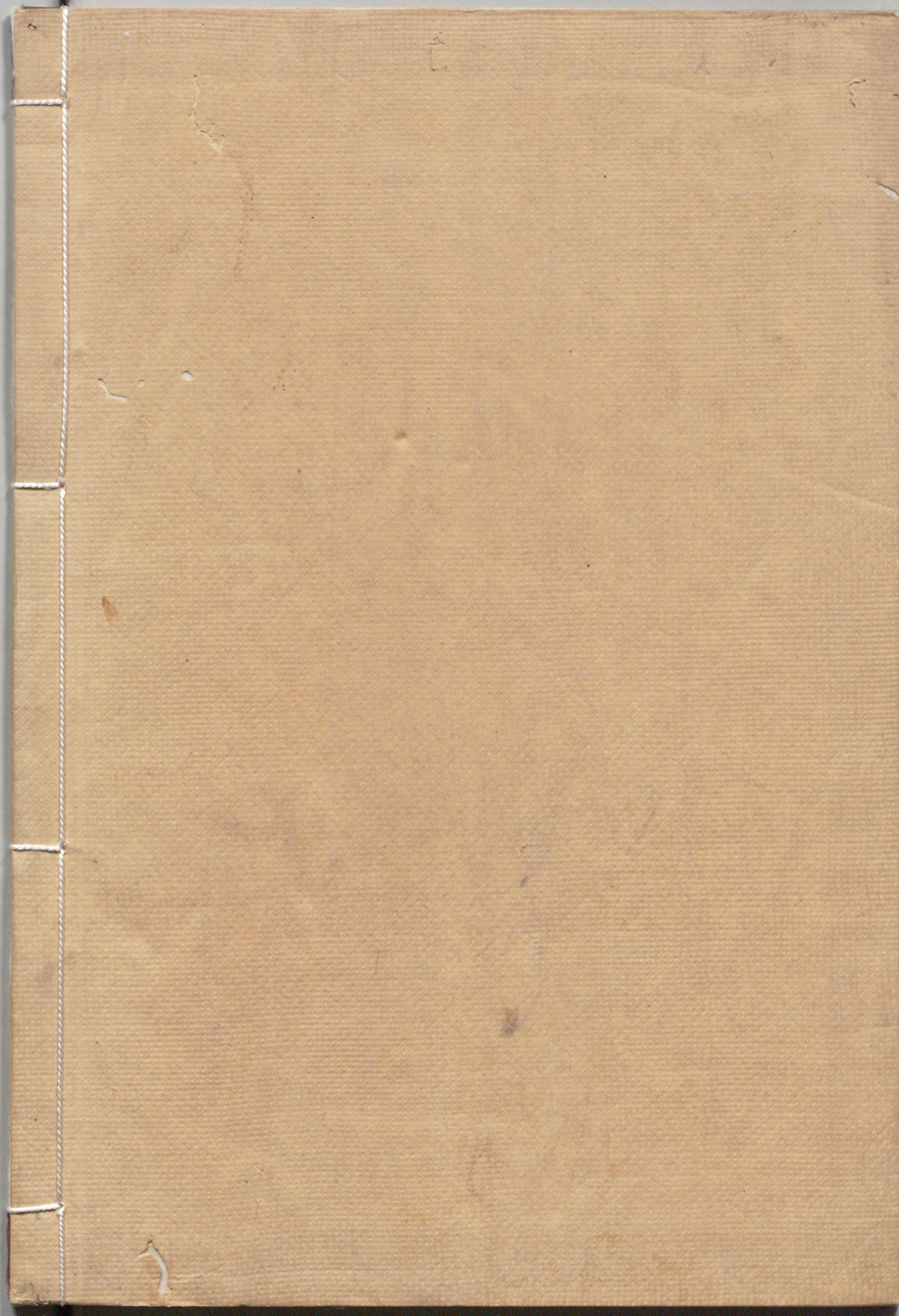
勝海舟文書



国立国会図書館 勝海舟関係文書 95-8







国立国会図書館 勝海舟関係文書 95-8